

営繕工事における週休2日促進工事試行要領Q&A

○対象工事について

問1 対象工事が土木工事の週2日モデル工事のように一定金額以上でないのは？

(答)

営繕工事では、施設内に利用者がある改修工事が多く、施設管理者の意向を踏まえて施工する等、工事固有の条件により対応が困難と思われる工事が想定されることから、発注者において事前に選定することとしています。

○対象期間について

問2 祝日は対象期間に含めてよいのか？

(答)

営繕工事では、祝日は対象期間から除外していませんので、現場閉所（現場休息）されると週休2日の対象とすることができます。

○休日について

問3 休日には土木部の週休2日モデル工事のように元請技術者は休暇でなくて良いのか？

(答)

営繕工事では、元請技術者の休暇については定義していません。

○補正について

問4 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか？

(答)

営繕工事の週休2日促進工事において、国の取り扱いと同様に、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

○工事成績評価における評価について

問5 土木工事の週休2日モデル工事と同じように評価するのか？

(答)

営繕工事でも、工事成績評価における評価を行うこととしていますが、営繕工事では当初に「4週8休」、「4週7休」、「4週6休」の選択を要しないので、4週6休以上の現場閉所（現場休息）の状況に応じて加点することとしています。

なお、受注者の責において4週6休以上の現場閉所（現場休息）が実施できなかった場合であっても、減点は行いません。

○工事着手日について

問6 工期の起算日とは別に、工事着手日は何をもって着手日と判断するのか？

(答)

現場閉所（現場休息）率の算定に必要な工事の対象期間の起算日が工事着手日です。工事着手日とは、試行要領で「現場に継続的に常駐した最初の日」としております。ただ「現場に継続的」に拘束されず、現場への資材の搬入、現場への仮設の設置（工事看板の設置を含む。）についても着手日と考えられますので、判別できる資料や記録を残しておいて下さい。

○現場閉所（現場休息）の判断について

問7 施設側の都合等で土日等（現場閉所（現場休息）予定日）に特定の作業が必要となった場合は休日（現場閉所（現場休息）日）に数えてよいか？

(答)

不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について協議を行ってください。不測の事態等のうち、以下にあげる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等（現場閉所（現場休息）予定日）に特定の作業を行った場合においては、休日（現場閉所（現場休息）日）として取り扱うものとします。

ア. 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

イ. 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

ウ. 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

○現場休息について

問8 現場休息は現場閉所と比べて、何か注意することはありますか。

(答)

基本は現場全体が休日となる現場閉所です。やむを得ない場合に現場休息を検討してください。

監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う必要があります。

また、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する必要があります。